

岩国市監査告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和5年12月26日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 武 田 伊 佐 雄

令和5年度第2回定期監査結果

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査

2 監査の対象

由宇総合支所 地域振興課・市民福祉課・農林建設課

周東総合支所 地域振興課・市民福祉課・農林課・建設課・玖珂支所

錦総合支所 地域振興課・市民福祉課・農林建設課・美川支所

美和総合支所 地域振興課・市民福祉課・農林建設課・本郷支所

文化スポーツ課 由宇分室・周東分室・錦分室・美和分室

教育委員会 由宇支所・周東支所・錦支所・美和支所（公民館を含む）
玖珂幼稚園・由宇小学校・由西小学校・神東小学校・玖珂小学校・本郷小学校・そお小学校・高森小学校・川上小学校・米川小学校・修成小学校・周北小学校・錦清流小学校・宇佐川小学校・美和東小学校・美和西小学校・由宇中学校・玖珂中学校・本郷中学校・周東中学校・錦中学校・美和中学校

農業委員会事務局 由宇支所・周東支所・錦支所・美和支所

3 監査の実施期間

令和5年10月11日から同年11月9日まで

4 監査委員の交代

監査委員のうち、令和5年11月16日付けで、松川卓司委員が武田伊佐雄委員に交代した。

5 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準（令和2年4月1日制定）に準拠し、財務等に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に

行われたかを着眼点として、主として令和5年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事務の執行に係る説明聴取などを行うことにより実施した。

6 監査の結果

以上のおおむねとおり監査した限りにおいて、令和5年度の財務等に関する事務の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。